

平成30年第5回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成30年11月26日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成30年11月26日	午前10時00分
	閉 会	平成30年11月26日	午前11時10分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 1 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	欠
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	出
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

10番	座間味 栄 純	11番	松 川 秀 清
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	教 育 長	仲宗根 清 二
総 務 課 長	仲宗根 章	建 設 課 長	伊野波 盛 二
産 業 振 興 課 長	安 里 孝 夫	商 工 観 光 課 長	新 里 一 成

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

議 事 日 程

11月26日（月） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	議案第42号	議員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
4	議案第43号	工事請負契約の締結について（伊野波橋橋梁整備工事〈A1橋台〉） (議案説明・審議・採決)
5	議案第44号	平成30年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)

○ **議長 石川博己** ただいまから平成30年第5回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって10番 座間味栄純議員及び11番 松川秀清議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日11月26日限りの1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日11月26日限りの1日間に決定しました。

日程第3．議案第42号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の提出者の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 平成30年第5回本部町議会臨時会におきまして、3件の議案を提出してございます。1件目は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。2件目は、工事請負契約の締結についての案件でございます。3件目は、平成30年度本部町一般会計補正予算についてでございます。

説明につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○ **議長 石川博己** 総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第42号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成30年11月26日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、沖縄県人事委員会勧告による給与改定等に基づき、職員の給与に関する条例等の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

中身につきましては、説明資料で説明しますが、今回、人事院の勧告、そして沖縄県の人事委員会の勧告がございまして、それに伴う職員の給与の改正でございます。

13ページお願いいたします。13ページの参考資料でもって説明させていただきます。

変更改正の内容と影響額を示しております。まず1番目に、沖縄県人事委員会に基づくものということでございまして、（1）給料表の改定でございますが、初任給は民間との差に、民間との間に差があることを踏まえ1,500円を引き上げ、若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引き上げを基本に改定ということで、毎月の給料でございますが、若年層は

1,500円、そして間がだんだん詰まっていきまして、課長職になりますと400円の給料引き上げということで、今回勧告が出ております。

(2) 勤勉手当の改定、これは民間との特別給の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当の改定、これは民間との特別給の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、期末・勤勉手当の年間の支給額を4.45月にかえて、現行で4.4月、こちらと同じように0.05月分を本町引き上げの改正を提案しているところでございます。

そして(3) 宿日直手当の改正、これ現行「4,200円」でございますが、「4,400円」に改定の勧告が出ております。

その下、2番目の本町における給与改定の内容でございますが、先ほど申し述べました1番の沖縄県人事委員会に基づくものがございまして、内容が全く同じという改定になっております。14ページお願いいたします。3番で、条例改正後の影響額でございますが、給料表の改定に給与の影響額117人中の対象が117人の職員中115人が影響を受けまして、全体で102万6,100円の増額でございます。1人当たり8,923円の年間の増額になります。117人に対して115人、2人は県の指導主事が2人おりまして、県の指導主事に関しましては、県の給与改定がまだ済んでおりませんので、済みまして、その影響額から外しているところでございます。県の給料表に基づいて、教育委員会に在る教育指導主事は給与を決定しておりますので、2人は除いております。

あと派遣職員、そして現業職員もこの中から117人には含まれておりません。

次の給料表に含まれます給料表の勤勉手当の月数の影響額でございますが、こちらは125人中123人、マイナス2名は先ほど示した指導主事、教育指導主事2人でございます。こちらが影響額、全体で225万1,589円、1人当たり2,045円、年間でございます。

3番目給料表改定による期末手当への影響額、こちらも125人中、123人、マイナス2人は先ほどの教育指導主事2名でございます。こちら183万2,449円、年間。1人当たりになりますと年間1万4,898円の増額でございます。合計いたしまして、年間311万188円の増額の影響額でございます。説明は以上です。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第42号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第42号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第43号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ **建設課長 伊野波盛二** 議案第43号 工事請負契約の締結について、伊野波橋橋梁整備工事（A1橋台）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1 契約の目的、伊野波橋橋梁整備工事（A1橋台）。2 契約の相手、本部町字伊野波598番地1、沖建合資会社、代表社員、内間 明。3 契約金額、7,430万4,000円。4 契約の方法、指名競争入札。平成30年11月26日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提案する理由である。

次のページをめくってください。こちらのほうは資料でございます。伊野波橋橋梁整備工事（A1橋台）。1 工期120日間、2 指名業者は本町土木Aランク、本部造園（株）以下、示しております。12社でございます。工事概要につきましては、A1橋台、本体工一式、基礎工一式、作業土工一式、仮設工一式、復旧工一式でございます。

次のページをお願いいたします。こちら参考資料ですが、入札の結果報告書でございます。

その次のページをお願いします。A3横、図面で示しております伊野波橋橋梁整備工事、A1橋台というのが、この赤い網掛けで示している部分、側面図でも平面図でもあるんですが、網掛けで示している部分がA1の橋台でございます。

あと、赤い塗り潰された色で細長くしているのが基礎杭になります。今年度でこの下部工は全部、これで完了するということになります。次年度は上部工、そして舗装工をやって、年度内、来年度いっぱい事業完了、供用開始という今、予定をしております。

次のページをお願いいたします。こちらは仮設工の今、現在仮設工として、重機が作業するために必要な足場を構台として今、設置されておりますが、今回の工事でその撤去まで含めております。事業について、以上でございます。

○ **議長 石川博己** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第43号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第43号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第44号 平成30年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第44号 平成30年度本部町一般会計補正予算について。平成30

年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成30年11月26日提出、本部町長 平良武康。

次の、次のページをお願いします。平成30年度本部町一般会計補正予算（第3号）、平成30年度本部町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ226万円を追加し、歳入歳出それぞれ87億5,160万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書でもって、詳細の説明をさせていただきます。まず、歳出のほうから、4ページ、5ページ、お願いいたします。6款農林水産業費でございます。工事請負費133万4,000円、崎本部農業用排水路改修工事費でございますが、こちらは前の土地改良区からの農業用排水路でございますが、排水路の取り替え工事を予定しております。その取り替え工事の費用といたしまして133万4,000円を計上しているところでございます。

続きまして6ページ、7ページ、商工費でございますが、負担金補助金及び交付金、桜まつり出店支援補助金57万6,000円、こちらは来年1月から2月にかけて、実施を行います桜まつりでございますが、桜まつりの充実を図るため、出店店舗の数をふやし充実させたいと考えております。そのため、町内在住者であります出店業者につきまして、出店料の9割の補助を考えております。そのことによりまして、出店しやすい環境をつくることを目的としております。昨年は、町内の出店業者は飲食業で4店舗ございました。これを飲食店で目標10店舗、そして農作物、売る業者を昨年ゼロですが、今回は5店舗を目標としております。飲食店の出店料が町内で5万5,000円、出店料かかります。その9割を補助、4万9,500円を補助いたしまして、業者負担が5,500円でございます。農作物の出店料が1万8,000円となっております。スペースの問題で関係で、若干安くなってはおりますが、補助が1万6,200円、出店者の負担が1,800円で、農作物の出店をできる環境でございます。どうしても桜まつり期間中で、出店料の利益を上げるのが困難であるという声がございます。この補助金を活用して、ぜひ出店を前向きに考えてほしいということで、これを計上させてもらっております。先ほども申し上げましたが、補助の予定としまして飲食店で10店舗、農作物の店舗で5店舗、計15店舗の計画を予定しております。

町外の業者に対しましては、その補助の活用はございません。

続きまして、歳入をお願いします。歳入の3ページ、商工費寄附金で630万円、補正増で歳入増で計上しております。本部八重岳桜の育成協力金でございます。こちらは来年から実施されます桜まつりにおきまして、協力金の依頼をぜひお願いしたいと考えております。桜、八重岳一帯、そして八重岳の桜は先人から我々引き受けまして、現在町民の手でもちまして、その自然を守り、そして育ててきております。それを私たちは未来へ引き継ぐ責務がございます。その良好な環境のもと、未来へ引き継ぐためにも、ある一定の協力金をぜひお願いしたいと考えております。今現在、予定しておりますのが、乗用車で1台につき500円、マイクロバスで3,000円、大型のバスで5,000円程度を予定しております。一人一人からお願いするわけではなくて、車両について、

お願いを予定しているところがございます。630万円の根拠でございますが、平成30年、今年の1月から2月に行われました桜まつりにつきまして、約15万人の来訪者がございます。1台につき4人乗るという計算をしましたら、約3万6,500台の車両がこのまつり期間中に八重岳に登ってこられます。そのうちの半数を町外と仮定しております。町外から来た70%の方が、今回協力してくれるということです。これもあくまでも仮定ですが、しておりまして、その仮定に基づいた計算をしますと、歳入が630万円程度を計上させていただいているところがございます。町民におきましては、八重岳の保全、そして桜まつりの運営と、今まで町税を充ててきてもらっております。そして八重岳の一带のつる刈り、あるいは草刈り等々、たくさんの町民の協力を得て、今までこのまつりができる環境が整っておりますので、協力金におきましては、原則ではございますが、町民の方は日ごろから協力をいただいているということで、無料といたしますか、ということを考えております。ただし、ぜひ協力したいという町民の方がおりましたら、快くまた受けたいとも考えております。次の桜まつりからはぜひこの育成協力金をお願いしまして、将来のためによい環境、今のうちからつくっていききたいということでございますので、ご協力、ご理解のほどをお願いしたいと思っております。

以上、補正予算の説明でございました。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 桜まつりの出店支援補助金にかかわることだと思いますけれども、行政として、お金を出すということなんです、お金を出すだけではなくて、私ちょっと不勉強でわからないんですけども、この桜まつりに向けて、例えば商工会、観光協会などと一緒でどういうイベントをするのかとか。そういう考えていろいろディスカッションしたりとか、新しいイベントとかをつくるような感じの話し合いの場はあるんですか。あるとしたらどのくらいの頻度でやっているのか、お聞きしたいのですが。

○ 議長 石川博己 商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里一成 5番、小橋川議員に説明いたします。

観光協会、商工会含めて、まつり実行委員会の下の方に、企画運営部会というのがありますので、週一ペースでそういったイベント等については、どういう形でやるかという話し合いは、随時行っております。以上です。

○ 議長 石川博己 5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 そういう会が行われていることは了承しました。個人的にやはりもちろん重々、ご存じだとは思いますが、やはり今ひとつ桜まつり、近年盛り上がりには欠けているところがあると思いますので、もちろん皆さま頑張っているのはわかるんですけど、やはり盛り上がりには欠けるということは、何か新しい要素を入れていかないと、やはり盛り上がりはついていかないということだと思いますので、今まで参加してきた部署だけではなく、また違ったところ、若者でも何でもいいですし、ほかのところをまた入れていろいろと話をするという考えもぜひ必要だと、私は思うのですが、そういうことをまた検討していただけますでしょうか。

○ 議長 石川博己 商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里一成 5番、小橋川議員に説明いたします。

今時点の企画運営部会に入っていない方も、状況によっては参加してもらう可能性も今後、検討していきたいと思います。

○ 議長 石川博己 5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 検討していただけるということで、本当にやはり一つのが余り盛り上がりがないということは、やはり切り口が悪かったりとか、やはり従来のやり方にこだわりすぎているというところも多々あると思いますので、重ねて言うことになるかもしれませんが、やはりいろんな人の多くのジンプンを集めてやったら、やはりいいことが生れると思いますので、開けたこのまつり実行委員会みたいな準備の会と呼ぶような形にしていけば、よりよいイベントになっていくと思いますので、やはり行政としてもせつかくお金も人材もかけるんですから、やはり新しい試みとか、「頑張ってますよ」ではないですけど、やはりいろんな取り組みをしているということも知っていただくということもまた大事だと思いますので、やるだけではなく、そういったまた新しい試みも同時にチャレンジしていくような形でやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 今、小橋川議員のほうから、とても貴重な提案がございましたけれども、私どもといたしましても、できるだけこう地元密着型で、かつその時代の状況に合ったような形での盛り上げ方というものを検討していきたいと思っております。その一環として、特に今回は従前こう出店料が大きくて、そして出店料では出店したいけれども、出店料では負担の中で回収できないという部分の中で、参加できなかった業者も手当てをいたしまして、そしてできるだけ地域の中でいいものは持っておりますけれども、なかなか参加できなかった業者についても、この中で出店できるような状況をつくれれば、これまでとは変わった一段と盛り上がった状況ができるのではないだろうか、そんな思いの中から今回の予算についても、提案しているところでございます。いずれにせよそういった形で、多くの町民が参加できるような状況というのが、盛り上がりといったようなことにつながっていくんだろうと思っておりますので、議員のほうから提案ありましたように、そのような形で対応していきたいとこう考えております。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。2番 崎浜秀昭議員。

○ 2番 崎浜秀昭 今回から出店支援助成金というのを設けているわけですが、なぜこれを設けられなかったかという、やはり出店する人が少ないと、そういうことになるとは思いますが、以前は、八重岳の道路をたくさん桜の下のほうで出店をしたお店があって、非常ににぎわった感があったんですが、現在は桜の公園に集約されて、そこでやっておりますけれども、この桜まつりの催し物がある期間は、たくさん来て、出店にもぎわうんですが、私が思うには、それは二、三日で行事は終わると思っておりますけれども、それ終わってからこの出店者が継続してそこでお店を続けられるという状況がないといけないと思います。前はこのまつり会場に行くこの道そばで、

桜の下のほうでこうやって出店をしていた方々がいたと思いますが、それができなくなって、まつり会場のほうに集約された。それはなぜかという、出店者たちが、桜の木を枝を切ったりして、こういったことがあって、こうやってそこでは出店できなくなったという話を聞いたことがあるんですけども、やはり出店する人たちは、この行事期間だけが彼らの商売期間ではないと思います。桜が咲いている期間、ずっと彼らはそこでお客さんたちにおもてなしをしたいと、そういった商売をしたいという思いがあると思いますけれども、そこら辺の向こうでなければいけないというこれがあったら、どうしても向こうに出店する人は少なくなるんじゃないかとは思いますが、そこら辺の弾力的にそこ以外でもできるような形に持っていくことはできないのでしょうか。

○ 議長 石川博己 商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里一成 2番、崎浜議員に説明いたします。

今、質疑なんですけど、出店業者について、今現在まつり会場、ステージ広場のほうで行っておりますが、そこらほうに水道、下水のほうを整備していますので、衛生面等の問題もありまして、出店業者そこに集約しております。ただ、それを伴わない例えば農産物等の出店については、今後の検討に値すると思いますので、検討していきたいと思っております。以上です。

済みません。説明を補足します。期間の話なんですけど、今回テナント料の補助金を出すに当たって、3週間にわたってまつりがありますので、その土日は隔週3週間にわたって、出店する業者を募集したいと思います。ですからまつり間について、3週間、土日に関しては、出店業者が営業するという形になります。以上です。

○ 議長 石川博己 2番 崎浜秀昭議員。

○ 2番 崎浜秀昭 どうしても行事が終わって後に、出店する場所が奥にあると。観光客なんかは行事がないと、多分ここに行かないと思います。その点を何とかしないと、この出店数はふえないのではないかと私は思いますけれども、私の一つの意見として、今後出店のあり方、それを考えないと、多分この二、三日の行事、終わったときには、向こうにお店を出す人はいなくなると私は思いますけれども、そういった意味で検討していただいて、何とかこの出店が多くなるような方法で、今後考えて、参考にさせていただけたらと思って、質疑させていただきました。以上でございます。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 それでは2点、お伺いいたします。

歳入の部分で、八重岳桜の育成協力金という形で、協力金の試みをするということですが、私はこれもすばらしいことだと賛同するものではありますけど、これを額は云々として、どのような目的やどのような趣旨があって、それを協力費を求めるかということは、とても大切なことだと思います。それによってはみんな賛同しますし、この桜の保持、保全に協力するかと思います。それをどのようにその協力金をいただくときに説明をして、どのような方法でこの協力金をいただくのか。というのをまず、お伺いしたいと思います。

2点目に、今まで先ほども議論がありました支援基金補助金、これも私すばらしいことだと思います。賛同はいたします。しかし一般財源からこれ出すものです。額はその云々額として、我々の一般財源から出すということで、これまずは商業関係10店舗、農業関係5店舗、計15店舗と言っていましたが、それを上回る応募があった場合は、受け付けるんですか。それとももう予算の関係上、それは切るんですか。まずそれをお伺いします。

○ 議長 石川博己 商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里一成 12番、喜納議員に説明いたします。

1点目のこの趣旨についてなんですが、名称のとおり保全協力金ですので、今現在、八重岳のこの桜の保全等に関しまして、これも単費で支出している分が毎年、1,700万円から2,000万円ぐらいあるものですから、そういうのに充てます。今回の台風等によって桜が実際30本程度、倒木も見受けられます。その補植等にもその財源を充てていく予定でありますので、この周知に関しては、12月号の広報誌のほうにチラシ等でまず周知いたします。12月中旬ごろに関して、マスコミ等も利用して、そういった協力金をいただくという周知もする予定でございます。

あと2点目補助金に関してなんですが、今現在、テナント出店業者、この補正を出す前に商工会、飲食業組合、ある程度確認をしておりますので、それでそういう趣旨であれば、出店を考えると業者がその程度いるということでしたので、その件数でお願いしているところでございます。以上です。

済みません。15店舗以上来た場合には、予算の範囲内で抽選等になる可能性もあります。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 この育成協力金の周知の方法は、事前に周知するのは、それは確実にしたほうが良いと思いますが、その現場でどのようにその協力金をいただくんですか。その現場で例えば、その周知を聞いていなかった方々は、どのような感じでもらうのですか。そこら辺までちょっと、しっかりしていたほうが良いのかなと思います。とてもすばらしいことなので、その現場が混乱するということは、やはり避けるべきでありますので、そのそこら辺はどのように、今現時点で考えているのかというのを、もう一度説明していただきたいのと。

出店補助金に関しましては、予算の範囲内ということでありましたが、私はもっともっともしあれであれば、来年度以降、今年は予算の範囲内ということになれば、支援するべきだと思いますし、もう1点、これは一旦、予算をつけたからには、予算はずっとつけ続けていかないとはいけないと私は考えているんですが、そこら辺までどうお考えなのか。それまで、もしよろしければ町長の答弁もお伺いします。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 喜納議員のほうに、説明いたします。

先ほど、予算措置の件のお話ございましたけれども、当然ですけれども、今回限られた予算の中で予算措置をしまして、その範囲の中で、まずは走らせていただきたいとこう思っております。その中で、さらに期待するところは、より多くの町民の小さなビジネスをやって、皆さんが

私も参加していきたいといったようなことであれば、それは基本的な考え方としては、全て救っていききたいと、こう考えております。と言いますのも、この場所というのは、こうただ単に、桜を見るのみではなくして、都市から来る皆さんと、それからこの地域の食、その他文化の交流拠点でもあろうかと思っております。ですので、何といたしますか。あえてこう都心部に出て行って、こう大型の量販店などで今、販促なども財政も使ってやっておりますけれども、それよりは、この桜まつりを使ってやったほうが、ずっと効率的ではないだろうかとも思っております。ですので、お金の財政の使い方ですけれども、県外のいろんなイベントの中にも足を運んでいる部分もありますけれども、そういった予算をいくらか削ってでも、自分たちの地域の中で、こんなに多くのお客さんが来るわけですから、そういった中でこう、町民が気軽に手やすく、そしてこうみずから作った物というものをピーアール、宣伝できればと思っております。

それから、冒頭先にありました趣旨について、徹底する必要があるんじゃないかといったようなお話がございましたけれども、とても重要なことだと思っております。北部地域、やんばるの自然、桜の森公園含めてですけれども、特にこれまで膨大な財政投資をしておりますし、昨年1,700万円のその管理だけで、それだけの財政投入をしております。ですので、その辺の部分については、都市の部分から来られる方々についても、自然環境というのを維持するためには、コストがかかるんだよと言ったようなものも知っていただきたい。そしてそういったこともアプローチしていきたいというねらいもありまして、この自然というのは、地元にいる人たちだけではなくして、みんなでつくり上げていくといったような意識を醸成していきたいというようなねらいもありまして、あえて今回、協力金という形でみんなで自然を大切にしていきたいという思いを一つにしていきたいと、大きなそういった趣旨がありますので、議員各位のほうからもまた、そういった趣旨について、こう情報発信をしていただければ、ありがたく存じます。以上でございます。

○ 議長 石川博己 商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里一成 12番、喜納議員にご説明いたします。

協力金のいただき方について、現場での対応といたしましては、八重岳入り口のほうから登っていきまして、四、五百メートルのところでも、チラシをそういった趣旨でやりますという、チラシを全車両に配付します。管理棟手前のほうで、実際受け取るのは、受け取る形にしております。下のほうでチラシでまず周知しますので、渋滞が予想されますので、その渋滞している間に、車両別でお金を準備してもらって、管理棟手前のほうで、その箱のほうに投入してもらい形になります。大嘉陽側もそういった形で進める予定でございます。今回に限っては、2カ所の入り口のほう、進入路のほうでやります。伊豆味方面、大嘉陽林道の方からの浸入については、今回は見送るという形にしております。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 この育成協力金のいただき方とか、趣旨の説明というのは初めてなので、今回がテスト、初めてのケースになるので試行錯誤しながら今後進めていけばいいのかなと思

ますが、そこら辺、この育成協力金が確かに我々が財政投入しながら、維持していると現実であります。しかしそれを全面に出してやるというよりも、この育成協力金が何に使われて、出したお金がどのような保全に使われるかというプラスのような形でできれば、いただいたほうがいいかと思ったりもします。我々がこれだけやっているんだから、これだけ育成協力してくれというのは、なかなかまたちょっとあれかなと思いますので、そこら辺をうまく協力できるような形をしていただきたいと思います。

桜まつりで初めてのケース、チャレンジするというのは、素晴らしいことでありますし、民間の施設団体を支えていくというのも、行政の仕事だと思っておりますので、しっかりとやっていただきたいと思います。答弁はいいです。以上です。

○ 議長 石川博己 14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進 2点だけお聞きしたいと思っておりますけれども、議長、休憩でよろしいですか。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩 (午前10時48分)

再開します。

再 開 (午前10時56分)

ほかに質疑ございませんか。1番 真部卓也議員。

○ 1番 真部卓也 八重岳桜の育成協力金について、何点かお伺いします。

育成協力金、駐車料金を充てていくということで、町外の70%のお客さんをターゲットにしているということだったんですが、町民は無料ということでしたが、この駐車料金を取るときの町民と町外の区別というのは、どういったふうにするのか考えてはいますか。

あと、この料金設定をもう一度、乗用車、マイクロバス、大型バスの料金設定をもう一度、お聞かせいただきたいと思います。

○ 議長 石川博己 商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里一成 1番、真部議員に説明いたします。

今回の保全協力金はいくまで、保全のための協力金ですので、駐車料金としてはいただけないです。その町民、町外の区別なんです、町民に関しては12月の広報誌にチラシ等でその協力券という形で配付しますので、それを車の前面のほうに表示してもらって、それで通過してもらおうという形になります。これ忘れた方についても、町民という申し入れがあれば、そのまま通過してもらおう予定にしております。

料金設定なんです、料金については普通乗用車、オートバイ等に関しては500円、マイクロバスに関しては3,000円、大型バスについては5,000円を協力、お願いする予定にしております。以上です。

○ 議長 石川博己 1番 真部卓也議員。

○ 1番 真部卓也 駐車料金ではなくて、育成協力金ということでこの乗用車、マイクロバス、大型バスの料金設定なんです、やはり5,000円、この大型バスでの桜まつりに対するお客さんもすごく多いと思うんです。こういった料金設定というのは、町だけで単独で考えたものなのか。

ほかの観光施設の駐車場と比べてこの料金に設定したのかどうかというのは、今後考えてもらってやはりこの観光バスが足を運ばなくなったら、入場者も大分少なくなって、大変少ないまつりになると、とてもこれだけいいまつり、運営を考えている中で、とてももったいないと思いますので、しっかりこういった料金のほうも見直し、今後初めなので今後、見直しもどんどんやってもらいたいと思います。

あと、3週間まつり期間あるということなんですが、平日は出店ブースはないという。土日に
出店ブースがあるということですね。ということなんですが、平日も育成協力金というのは受け取る形になるのかどうか。これをお伺いしたいと思います。

○ 議長 石川博己 商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里一成 1番、真部議員に説明いたします。

出店については、土日のみの出店を3週間考えております。3週間のうち、土日のみで計6日間
なっています。協力金については、まつり期間3週間、すべての日で行いたいと考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 1番 真部卓也議員。

○ 1番 真部卓也 初めての試みということで、育成協力金、とてもこれから未来ある八重岳
のまつりのために充てられるいい財源になっていくと思いますので、私も期待しております。今回、初めて
ということで、今後継続して、こういった財政予算がつかれるようなものをしっかりつくって
いけば、今後やはりそういった保全にも使えるし、まつりの事業にも充てるようなき
っかけにもなっていくと思いますので、とてもいい事業だと思いますので、しっかり検討すべきことは
検討しながら、見直すところは見直して、今後も頑張っていってもらいたいと思います。以上です。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩 (午前11時02分)

再開します。

再 開 (午前11時03分)

町長。

○ 町長 平良武康 議長が先ほどおっしゃったように、質疑という形で最後捉えていただき
まして、真部議員の最後の質疑にお答えいたしたいと思っております。

この協力金ですね、つけ加えますけれども、よその都道府県も事例はないだろうかということ
で調べていただきましたけれども、富士山ですね。富士山を登るときに、静岡県と山梨県、両方
から登れるようで、その両県が2つの県が協力をして、登山について、協力金をいただいている
というような情報が入っております。そういったことも参考にしながら、富士山の場合について
は、上に登るときに、かなりごみの処理とかに困ったようでありまして、そういったよその事例
も参考にしているといったようなことで、ご理解いただければと思っております。

なお、議員がおっしゃいますように、これから老人福祉の部分、児童福祉の部分、いろんな形
での財政需要も生じてきますので、またこれまでずっと継続的に予算を投入してきた部分につ
いては、コストの削減等も視野に入れながらといったようなことも一つはありますし、それより先

に冒頭言いましたように、やはりこの自然の保全、新しくこれからの癒しの場所をつくりあげていくために、みんなで協力していこうといったような心優しい我がまちという部分も入っておりますので、そういった視点の中からはころよくお願いしたいというような趣旨の中でのお願いでございますので、ぜひその趣旨をくみとっていただいて、議員各位の皆さんもみんなで協力体制がとれればというようなことで考えておりますので、よろしくお願いたします。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。6番 伊良波 勤議員。

○ 6番 伊良波 勤 今までのこの桜の森のいろいろ話、議論されていますけれども、この協力金について、これを取り方について、ちょっと間違えると、この本部町の桜まつりに対して、ものすごくよそから来る方々のイメージが悪くなると思います。ただ、初めてということで、いろいろと試みて、やることは非常に大切なことであると思います。先ほど、町民には、12月の広報か何かでお知らせするということはありましたけど、町外あるいは県外から来る方たちが、いきなりこの協力金で、金額を提示されると、ちょっと気分的にテンションが下がるというか、そういうことも考えられると思います。「取るな」ということではなくて、やはりそのポイント、ポイントで八重岳の入り口、大きな看板でこう理由で、「協力金いただけませんか」というような実際、お子さまからでもわかるような、そういう看板はぜひ必要だと思っておりますけれども、それ答弁をお願いします。

○ 議長 石川博己 商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里一成 6番、伊良波議員に説明いたします。

今、看板設置の件なんですけど、当然その看板の設置も初めのチラシ配付の手前のほうで「協力金のご協力を」という形の、まだ文言は決まっていななんですけれども、そういう形で看板は随所に設置していきたいと考えております。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 6番、伊良波議員にご説明いたします。

私のほうから、補足で説明させていただきます。先ほど課長からありましたように、ポイントで看板設置、そして依頼する手前で、チラシを配付しまして、十分同乗者が読み上げながら、内容を理解していただけるような措置を講じますが、今回、協力金の依頼に関しましては、すべて役場の職員で対応いたします。その職員の対応に向けまして、説明会、そして研修を十分に行いまして、まず職員のほうで内容理解、そしてお願いの仕方等々、十分な策を講じていきます。議員ご指摘のように、せっかく来られた方に気持ち良く、いい桜を見て帰っていただきたい。そして気持ちよく協力金をお願いして、協力していただきたいという趣旨もでございます。協力金お願いに際しましては、本部町役場の職員で責任をもって、丁寧に対応していく考えでございます。

○ 議長 石川博己 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論を終結します。

これから議案第44号 平成30年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第44号 平成30年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第5回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第5回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午前11時10分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 座間味 栄 純

本部町議会議員 松 川 秀 清